

# 平成26年度 第6回吉川区地域協議会次第

日時：平成26年9月19日（金）  
午後6時30分から  
場所：吉川コミュニティプラザ 大会議室

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 報告事項
  - (1) 会長報告
  - (2) 委員報告
  - (3) 事務局報告
- 4 協議事項
  - (1) 市長からの諮問事項について
    - ・吉川ケーブルテレビ施設の廃止について（諮問第72号）
  - (2) 地域活動フォーラム開催に係る事例発表候補者の推薦決定について
  - (3) 吉川区地域活動支援事業の採択に係る反省について
  - (4) その他
- 5 総合事務所からの諸連絡について
- 6 その他
- 7 閉 会

受付管理システム受付・処理状況 (平成26年度8月31日現在受付)

○柿崎区集約グループ

※受付件数欄の( )は処理途中件数

受付区等	うち処理完了区等	総 数		受 付 区 分							
				申請・届出		相 談		苦 情		その他	
		受付件数	処理完了 件数	受付件数	処理完了 件数	受付件数	処理完了 件数	受付件数	処理完了 件数	受付件数	処理完了 件数
柿崎区	柿崎区	568	496	422	354	5	5	1	1	140	136
	木田庁舎		57		57		0		0		0
大潟区	大潟区	147	2	120	2	22	0	0	0	5	0
	柿崎区		139		117		17		0		5
吉川区	吉川区	73	1	59	0	0	0	0	0	14	1
	柿崎区		66		57		0		0		9
柿崎区 集約グループ	大潟区・吉川区	788 (27)	3	601	2	27	0	1	0	159	1
	柿崎区		629		457		22		1		149
	木田庁舎		129		128		0		0		1
	グループ計		761		587		22		1		151
13区計		1,667 (148)	1,519	1,253	1,171	170	134	17	11	227	203
合 計		1,692 (153)	1,539	1,276	1,190	172	135	17	11	227	203

上総第32780号  
平成26年9月5日

吉川区地域協議会  
会長 杉田 幸作 様

上越市長 村山 秀幸  
(総務管理部総務管理課)



吉川ケーブルテレビ施設の廃止について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第2項の規定により意見を求めます。

記

諮問第72号 吉川ケーブルテレビ施設の廃止について  
※ 諮問内容については、別紙のとおり

〔諮問理由〕

第4次行政改革大綱及び同推進計画に基づき、吉川ケーブルテレビ施設を公の施設として廃止することにより吉川区の住民の生活に及ぼす影響等について、地域協議会の意見を求めるもの

同施設の廃止に関しては、平成21年度以降、地域協議会との勉強会や受益者である住民を対象とした地域説明会を開催し、民間譲渡を方針として見直しを進めることの理解を得ながら進めてきたものである

なお、同施設は、行政が担うよりケーブルテレビサービスの提供が可能な民間事業者が管理運営することで、今後の高度化する技術革新にも対応した情報化の均衡ある発展が図られるとともに、ケーブルテレビ施設の長期安定的な運用が可能であると考えられることから、市内のケーブルテレビ事業者である上越ケーブルビジョン株式会社にケーブルテレビ施設を無償譲渡する

諮 問 内 容

現況		諮問内容																								
1	目的 地域に密着した情報を提供し、もって地域社会のコミュニティの構築を図るため、ケーブルテレビ施設を設置する。	1	譲渡予定日 平成27年4月1日																							
2	名称及び位置 吉川ケーブルテレビ施設（吉川区全域）	2	譲渡先 上越ケーブルビジョン株式会社																							
3	施設 ① ヘッドエンド設備 ② 線路設備 ③ 伝送設備 ④ 電源設備 ⑤ スタジオ設備 ⑥ その他附属設備	3	譲渡する施設 ① ヘッドエンド設備 ② 線路設備 ③ 伝送設備 ④ 電源設備 ⑤ スタジオ設備 ⑥ その他附属設備																							
4	利用料 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">基本サービス</td> <td colspan="2">1,700円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">告知端末サービス</td> <td colspan="2">300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">インターネット接続サービス</td> <td rowspan="3">基本サービスを利用する場合</td> <td>30Mbps</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>10Mbps</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>1.5Mbps</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">基本サービスを利用しない場合</td> <td>30Mbps</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>10Mbps</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>1.5Mbps</td> <td>2,500円</td> </tr> </table>	基本サービス		1,700円		告知端末サービス		300円		インターネット接続サービス	基本サービスを利用する場合	30Mbps	4,000円	10Mbps	3,000円	1.5Mbps	1,500円	基本サービスを利用しない場合	30Mbps	5,000円	10Mbps	4,000円	1.5Mbps	2,500円	4	その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備は原則として現状のまま引き渡すこととし無償譲渡。</li> <li>・施設譲渡から最長2年間、テレビとインターネットの現在のサービスを現在の利用料金（消費税分のみ加算）で提供する。</li> <li>・施設譲渡から原則2年間のうちに譲渡先が新たな光設備を敷設し、順次光サービスを提供する。2年間の内に光設備の整備が完了しない場合でも、現在のサービスの提供を延長し、空白期間は設けない。</li> </ul>
基本サービス		1,700円																								
告知端末サービス		300円																								
インターネット接続サービス	基本サービスを利用する場合	30Mbps	4,000円																							
		10Mbps	3,000円																							
		1.5Mbps	1,500円																							
	基本サービスを利用しない場合	30Mbps	5,000円																							
		10Mbps	4,000円																							
		1.5Mbps	2,500円																							

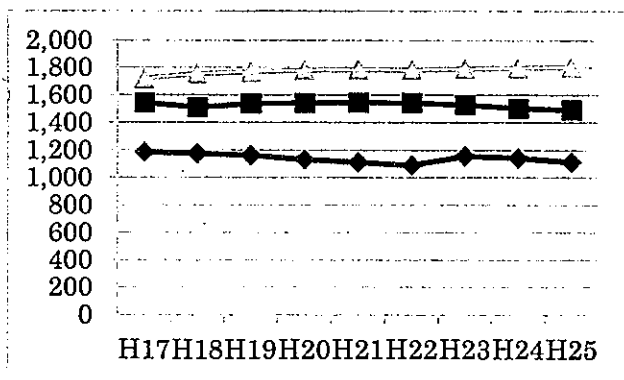
※ 施設の利用状況については参考資料1のとおり

上越市ケーブルテレビ施設の利用状況

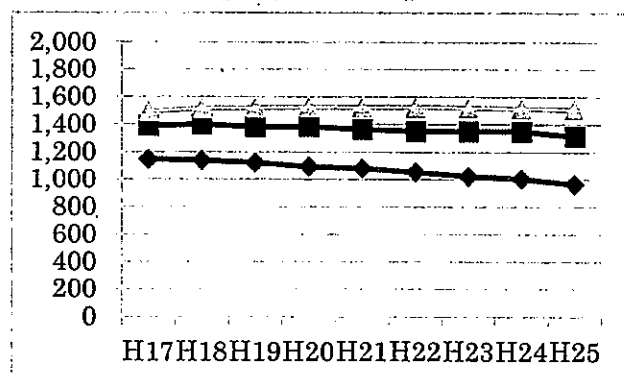
(単位：世帯)

年度	区名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
総世帯数	安塚区	1,190	1,181	1,168	1,136	1,116	1,093	1,161	1,147	1,117
	吉川区	1,546	1,511	1,540	1,544	1,546	1,545	1,531	1,504	1,493
	三和区	1,724	1,759	1,772	1,784	1,788	1,787	1,793	1,799	1,807
	計	4,460	4,451	4,480	4,464	4,450	4,425	4,485	4,450	4,417
基本サービス	安塚区	1,152	1,144	1,126	1,097	1,084	1,057	1,025	1,007	968
	吉川区	1,390	1,401	1,383	1,384	1,366	1,351	1,351	1,351	1,318
	三和区	1,498	1,519	1,524	1,528	1,527	1,527	1,525	1,516	1,513
	計	4,040 (90.6%)	4,064 (91.3%)	4,033 (90.0%)	4,009 (89.8%)	3,977 (89.4%)	3,935 (88.9%)	3,901 (87.0%)	3,874 (87.1%)	3,799 (86.0%)
告知端末サービス	安塚区	1,165	1,149	1,131	1,102	1,082	1,054	1,019	999	969
	吉川区	1,500	1,493	1,474	1,425	1,397	1,379	1,375	1,355	1,374
	三和区	1,520	1,531	1,526	1,519	1,512	1,503	1,499	1,471	1,461
	計	4,185 (93.8%)	4,173 (93.8%)	4,131 (92.2%)	4,046 (90.6%)	3,991 (89.7%)	3,936 (88.9%)	3,893 (86.8%)	3,825 (86.0%)	3,804 (86.1%)
インターネット接続サービス	安塚区	259	263	277	284	287	302	310	310	223
	吉川区	592	635	678	715	749	758	777	779	593
	三和区	626	666	688	707	732	762	774	581	468
	計	1,477 (33.1%)	1,564 (35.1%)	1,643 (36.7%)	1,706 (38.2%)	1,768 (39.7%)	1,822 (41.2%)	1,861 (41.5%)	1,670 (37.5%)	1,284 (29.1%)

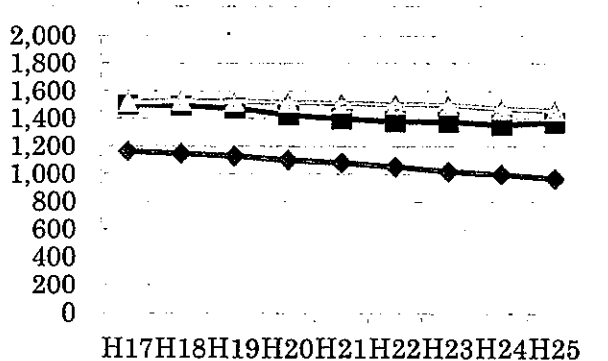
【総世帯数】



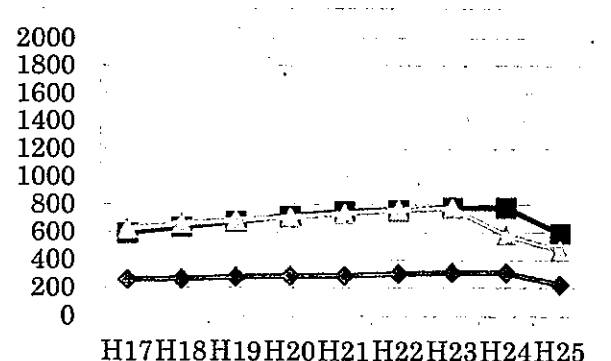
【基本サービス】



【告知端末サービス】



【インターネット接続サービス】



平成26年度 地域活動支援事業採択事業一覧

区名	No	事業の名称	団体等の名称	提案額(単位:千円)		事業内容の概要	採択額(単位:千円)	
				事業費	補助希望額		事業費	補助採択額
吉川区	1	河沢歴史文化の里づくり事業	河沢町内会	1,313	1,000	歴史の里づくりをめざし、河沢歴史文化の里伝承館の整備事業、歴史・文化・民話の調査記録事業、歴史・文化・民話を伝える読本、絵本、紙芝居、案内板・説明板等の作成、および歴史・文化・民話の伝承会を開催する。	1,313	900
	2	吉川民謡のPR普及事業	吉川おどり隊	326	326	吉川民謡と吉川おどり隊の盛り上がりの火を消すことなく、太鼓に合わせた唄や踊りの定着化を図り、その普及と伝承活動を推進するため、オールシーズンで簡単に着られる「揃いのゆかた」を枚購入する。また、吉川区はもちろん、上越まつりや新幹線イベント等に参加し、吉川のPRに貢献する。	326	293
	3	尾神岳モニュメント等整備事業	尾神岳ファンクラブ	486	486	尾神岳遊歩道の案内看板や道標柱、樹木名称札、絵馬を専門業者から制作してもらい、クラブ員の協力により設置する。また、パノラマハウスに鳥獣図を制作し、専門業者や樹木等精通者、クラブ員の協力により設置する。	486	437
	4	よしかわ空の体験推進事業	越後田舎体験よしかわ里山倶楽部	557	557	尾神岳でのパラグライダー体験を越後田舎体験の新たな体験プログラムに取り入れるため、体験用パラグライダーを2セット購入し、交流人口の拡大とスカイスポーツの振興を図る。	557	501
	5	幻の越後長峰城址保存事業Ⅱ(活用)	越後長峰城址保存会	636	636	長峰町内会とも連携し、長峰城址周辺の刈払い等を行うとともに、訪れる人のために道案内標識、説明看板やパンフレット等の作成、見学会、講話会の開催を通じて、長峰城址と長峰の歴史、成り立ち、役割等を理解できるようにする。	636	572
	6	原之町町内会環境にやさしい活力ある景観整備事業	原之町町内会	654	650	場々池のハスは、毎年美しい花を咲かせて、良好な景観を作り出していたが、近年、道路の排水、家庭の汚水が問題となっている。小池の水質浄化のため、土壌の掘削、柵の設置等の環境整備を行う。また、景観用の樹木植栽、花壇の整備、不法投棄防止の看板設置、草刈り・研修会等を行い、環境美化を図る。	654	585
	7	上越文化会館と連携した文化活動による地域活性化事業	夢をかなえる会	277	97	上越文化会館との連携を強化し、上越文化会館の自主事業(演劇公演)への参加者を募る。また、バス2台を借り上げ、吉川区内の要所を回り、交通弱者の送迎を行う。	277	87
	8	「山びこコンサート」開催事業	吉川観光協会	1,582	1,200	尾神岳のパラグライダー練習場を会場に、「山びこコンサート」を開催する。出演者は吉川区とゆかりのある歌手で、法政大学非常勤講師の「庄野真代」さんをお招きする。また、昨年制作の「吉川民謡」PRなども合わせて行う。	1,582	960
	9	クリスマスきらきら大作戦カウントダウンイベント事業	吉川の冬を彩る会	700	550	吉川区には、春・夏・秋の各種イベントがあり、互いに地域のために賑わいを創出しているが、冬に催すイベントがなく、豪雪地の吉川区の住民の気持ちも心も冷え切っている中で、各団体と協力し、今後の吉川区を担う子供たちと地域の皆さんが共に喜びを分かち合う冬のイベントを開催することで、活気づける。	700	495
	追-1	「大乘寺遺産」の伝承・維持事業	大乘寺町内会	516	516	「大乘寺」の文化財的意義の検証と町内会住民の健康と安全、合わせて町内会の団結の証として未来永劫守り続けたいため、弘法大師像の修理、大乘寺跡に建つ大師堂の前柱の交換を行う。	516	464
	追-2	生きがい広場「ゲートボール場」設置事業	旭地域づくり会議	189	189	旧旭小中学校グラウンドの一部を整備し、2面のゲートボール場を設置し、旭地区全体の高齢者相互の親睦と健康増進を図る。また関係団体と交流試合等を実施する。	189	170
	追-3	吉川区駅伝大会「第50回記念ゲストランナーと走ろう事業」	吉川区体育協会	338	338	吉川区駅伝大会の「第50回記念事業」として、ゲストランナーを招へいし、競技に参加してもらうとともに、競技終了後、参加者を対象に「ランニング教室」を開催する。	338	304
	配分額(単位:千円)		5,800	差引	7,574	6,545		7,574

吉川区地域活動支援事業の採択に係る反省について

第6回吉川区地域協議会  
平成26年9月19日  
協議資料No.3

No	項目	内容	修正の有無	意見
1	提案書の事前配布（周知）	・事前配布に特段の支障が無いことから、継続することで良いか	有0人  無7人	(修正必要なし) ・現状で良し。 ・良いと思います。 ・提案事業受付締め切り日後、早速に委員に事前配布をお願いしたい。又、1回目の募集で吉川区配分額±0とはいかず、追加募集もやむを得ないと思う。 ・事前配布（各自内容を確認） 委員としての認識を持つためにも、現状の方法で支障がないと考える。
2	プレゼンテーションの必須化	・他区においては、全件プレゼンテーションの実施の事例もあるが、現状においては当協議会の判断によることに対する、修正の必要性の有無確認 ※他区では15区が全件実施	有2人  無5人	(修正必要あり) ・時間の関係にもよるが、提案者全件のプレゼンが妥当だと思う（不公平だと思う）。 ・プレゼンにより、提案内容の必要性・情熱が確認できたので、是非全件のプレゼンを希望します。  (修正必要なし) ・原則的に提案者が委員に対して積極的にアピールしたい場合は、プレゼンテーションを実施する。吉川区の場合、後日質問票が事前に出るので、委員はその回答を見てプレゼンテーションの可否を判断できる。 ・現状でよいと思います。プレゼンを求めて応募に躊躇される可能性がある。 ・プレゼンテーションは必要に応じて、委員全員で協議を実施する現状の判断でよいと考える。

No	項目	内容	修正の有無	意見
3	審査方法の進め方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、事前勉強会を経て審議決定に至るプロセスの在り方に関して、修正の必要性の有無確認</li> </ul>	有0人  無7人	(修正必要なし) <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状で良し。</li> <li>・現状で良いと思います。</li> <li>・事前勉強会を経て、集計結果を見て本審査をする方法は良いと思う。</li> <li>・ただし、今年度の追加提案の審議時、勉強会（非公開）と審議（公開）の結果が異なった。勉強会の結果を審議の結果とするということで今までやってきたと理解していたが、公開の場であるので、勉強会の内容を発言できなかった。文章に書かれていない内々の取決めのようなものなので明確にするべき。</li> <li>・事前勉強会で提案書の内容に共有することができる（質疑・意見交換等）。現状維持のシステムでよいと考える。</li> </ul>
4	補助金上限額の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・概ねの上限額設定について、修正の必要性の有無確認</li> <li>・上限額の設定が必要かどうか。</li> </ul> ※他区では、6区で上限設定（100万円以上が5区） 上限設定なし 22区	有4人  無3人	(修正必要あり) <ul style="list-style-type: none"> <li>・概ねの表現を削除するべき。個人によっては受取りが異なる。</li> <li>・上限額設定必要（額？）</li> <li>・吉川区全域より平均に提案を出してもらうために、上限額150万円に設定</li> <li>・概ねなくとも上限100万円設定必要</li> <li>・上限設定は無くする。</li> </ul> (修正必要なし) <ul style="list-style-type: none"> <li>・決まった予算の中で多くの団体に配分出来た方が良いと思いますので、現状で良いと思います。</li> <li>・上限額の設定はあった方が良い。</li> <li>・多くの皆さんの応募があるとよいと考えるから。</li> </ul>



No	項 目	内 容	修正の有無	意 見
5	配点による補助率の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実質的に現状では100%補助は存在しない。(25/25点の満点はなし)</li> <li>・得点に対する補助率の見直しが必要ではないか。</li> <li>・10%加算の取り扱いをどうするか。</li> </ul> ※他区では、補助率の設定なしが20区 補助率の設定ありが8区	有4人	(修正必要あり) <ul style="list-style-type: none"> <li>・10%加算を実施して100%補助を認めるようにする。</li> <li>・1回目の募集、委員による審査の結果、配分の予算が20万円以内で残った場合、各事業の交付決定額の率に応じて加算する。</li> <li>・配点による補助率の設定は良いが、予算が過不足(一定金額)の場合に追加募集するか、10%に囚われず±加算してはいかがでしょうか。</li> <li>・10%加算のないかわりに、得点に対して(難しいか)の補助があってもいいのでは。</li> <li>・提案の合計額が区の配分を上回った場合、提案事業の総額の率に応じて減額する。</li> </ul>
			無3人	(修正必要なし) <ul style="list-style-type: none"> <li>・加算の必要なし。そもそも何で加算するのか？スバラシイ提案であれば10/10の得点もあるのでは。</li> </ul> →10/10は、委員全員が満点をつけない限り不可能であり、現行制度ではほぼあり得ないと考えられます。
6	傾斜配点	※吉川区では傾斜配点は行っていない。 他区では、傾斜配点あり 16区 傾斜配点なし 11区	有1人	
			無6人	(修正必要なし) <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要ないと思います。</li> <li>・傾斜配点必要なし。</li> </ul>

No	項 目	内 容	修正の有無	意 見
7	その他			<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前勉強会と審議決定との関わりを明確にするべきだ。</li> <li>・吉川区では団体や組織等の事業提案が多い。各集落の具体的提案事業が少ない。たとえば下記の(例)での提案もよいと思う。  (例) 高齢者世帯の見守り  (例) 安全安心マップの作成配布  (例) 健康体操、健康ウォーク  (例) 地域農工商の後継者育成確保  (例) 地域のクリーン活動</li> <li>・地域の事は地域で決めるという、いわゆる地域自治制度の趣旨から、地域活動支援事業の導入は地域活性化に大いに貢献していると思う。これからも市に地域活動支援事業の継続を要望する。</li> <li>・提案者が総合事務所に事業の相談受け付け、申請書作成のアドバイスをお願いした場合、サポート体制が整っている事が重要であり、これからも親切的な指導をお願いしたい。</li> <li>・事業の成果と評価について、事業報告会や現地視察会の実施も必要と思う。さらに次年度以降の応募へのPRにもなるために実施を奨励する。</li> <li>・地域活動支援事業を広く市民にPRすべきと思う。中には事業があることを知らない市民もある様である。集落全員の認識がなく、役員だけの所もある。</li> <li>・地域活性化につながる補助事業。住民参加型、応募案件、応募者が多くあることを期待する。</li> <li>・住民目線の啓発活動の工夫を考えてはどうでしょうか。地域活性化事業として取り組む方向性に向けて。例、分野別にバランスよく！！</li> </ul>

吉川区に係る平成26年度の地域活動支援事業に係る採点票

1. 採点対象

事業名	
提案者名	

2. 採点内容

(1) 基本審査

基本審査内容	左記基準との適合性
・地域活動支援事業の目的と合致しているか	<input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない
適合しない理由	

(2) 地域自治区の採択方針

当区の「優先採択方針」	左記方針との適合性
<p>1 目的 吉川区における豊かな地域資源を活かし、いつまでも住み続けたいと思う地域づくりを推進するため、住民自ら自主的・主体的に取り組む事業について、上越市地域活動支援事業の補助採択にあたり吉川区の取扱いを定めるものとする。</p> <p>2 優先して採択する事業の分野 上記の目的達成に向け、上越市地域活動支援事業の採択審査を行う際、下記の項目に該当する提案事業については優先的に採択するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域づくり活動に際し、各種団体と住民の協働や住民主体により行われる取り組みで、より協働性が高く地域の活性化に資する事業</li> <li>◆生活・生産基盤に必要な環境整備に資する事業</li> <li>◆地域文化を守り育て、賑わいを創出する事業</li> <li>◆子育て支援、青少年育成、福祉の充実など支えあいの心を育む事業</li> <li>◆地域づくりを担う人材育成に資する事業</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない

(3) 共通審査基準

審査項目	審査基準	当区の配点	採点欄
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか</li> <li>・全市的な方向性と合致しているか</li> <li>・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか</li> </ul>	5	
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情や住民要望に対応したものか</li> <li>・地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか</li> <li>・緊急性の高い提案事業であるか</li> <li>・ほかの方法で代替できないものであるか</li> </ul>	5	
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか</li> <li>・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか</li> <li>・資金調達の規模や時期に無理はないか</li> </ul>	5	
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案事業の実施に当たり、多くの住民等の参加が期待できるものか</li> </ul>	5	
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな取組の視点はありますか</li> <li>・提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか</li> <li>・助成事業等の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか</li> </ul>	5	
合計		25	

\* 採点は整数で行ってください。

(4) その他特記事項

(記載欄)
-------

## 平成26年度吉川区地域活動支援事業採択方針

### 1 目的

吉川区における豊かな地域資源を活かし、いつまでも住み続けたいと思う地域づくりを推進するため、住民自ら自主的・主体的に取り組む事業について、上越市地域活動支援事業の補助採択にあたり吉川区の取扱いを定めるものとする。

### 2 優先して採択する事業の分野

上記の目的達成に向け、上越市地域活動支援事業の採択審査を行う際、下記の項目に該当する提案事業については優先的に採択するものとする。

- ◆地域づくり活動に際し、各種団体と住民の協働や住民主体により行われる取り組みで、より協働性が高く地域の活性化に資する事業
- ◆生活・生産基盤に必要な環境整備に資する事業
- ◆地域文化を守り育て、賑わいを創出する事業
- ◆子育て支援、青少年育成、福祉の充実など支えあいの心を育む事業
- ◆地域づくりを担う人材育成に資する事業

### 3 その他の事業

優先して採択すると定めた事業以外については、制度の趣旨や全体のバランス等を考慮し採択するものとする。

### 4 補助率及び補助金額

- ① 補助率は対象経費の10/10以内とし、審査の採点により補助率を定める。
- ・共通審査基準の公益性、必要性、実現性、参加性、発展性の5項目にそれぞれ5点を配点し、この採点合計により下記の区分による補助率とする。

採点の合計	補助率
25点	10/10
20点～25点未満	9/10
15点～20点未満	8/10
10点～15点未満	7/10
10点未満	不採択

・補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

- ② 補助額の上限は、おおむね100万円とする。
- ・補助の総額が予算を上回る場合、補助額の減額や事業に対する条件を付す場合がある。
  - ・補助金の概算払い請求は、補助対象期間の範囲で行うことができる。
- ③ 採択順位は、優先採択方針に合致すると評価を得た委員数の多い順とする。

## 吉川区における地域活動支援事業の審査に関する内規

### 1 目的

吉川区の地域活動支援事業の採択審査にあたり、詳細な事項について定めるものとする。

### 2 定める項目

#### (1) 補助対象経費

##### ① 市等の事業と重複した場合の対応

国県市等の補助事業に並行して申請しないことを条件に、既存の補助率等と同程度の補助を行う。

##### ② 備品の取扱い

原則備品は補助対象外とする。ただし、提案のあった事業の遂行に必要不可欠であり、特に公益性が高いと認められる場合、プレゼンテーションや地域協議会での協議を経た上で対象とすることができる。

##### ② 飲食費の取り扱い

事業における講師や招待者に対する弁当代などについては補助対象と認めるが、ボランティアを含むスタッフなどの弁当代については対象外とする。

#### (2) 審査方法など

##### ① 提案の採択順位

採択順位は、優先して採択する方針と合致すると評価した委員数の多い順とする。ただし、補助額の合計が吉川区の配分額を超えた場合、採択方針に合致した全事業を採択し、その額は算出した額と配分額の按分により調整を図ることとする。

##### ② プレゼンテーション等の実施

地域協議会が必要とした場合及び提案者の申し出を受け地域協議会が必要と認めた場合は、プレゼンテーションやヒアリングを実施する。

##### ③ 審査の決定方法

各提案に対する審査は、勉強会を経て公開の地域協議会で決定する。

##### ④ 提案当事者の審査への参加

提案者及び提案団体の代表者は採点に加わることはできない。ただし、協議に参加することを除外するものではない。なお、提案者及び提案団体の代表者の定義については、個々の事例について地域協議会の中で協議し決定する。

※この内規を変更する場合は、地域協議会委員の協議による合意により行う。